

## 法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

【第 1 問】 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

### 【事例】

P 社は、工作用機械の製造を業とする株式会社であり公開会社である。P 社は種類株式発行会社ではなく、単元株制度を採用していない。

P 社の取締役は A・B・C・D の 4 名で、創業以来 A が代表取締役の地位にある。P 社の発行済株式総数は 1 万株であり、そのうち 5500 株を A と A の妻である W が保有し、B・C がそれぞれ 1500 株、P 社の元取締役である E が 500 株を保有し、残りの 1000 株は P 社の従業員および取引先が保有している（従業員・取引先が 1 人または 1 社で保有している P 社株式は最も多い者でも 10 株である。）。

令和元年 6 月の P 社定時株主総会（以下「本件総会」という。）において、取締役報酬の増額が付議された。P 社は、平成 26 年 6 月の定時株主総会において取締役報酬の総額の上限を 7000 万円と定めていたが、平成 30 年 6 月の定時株主総会で D が新たに取締役に選任され、取締役の員数が 3 名から 4 名に増えたことから、本件総会において取締役報酬の総額の上限を 2000 万円引き上げ、9000 万円とすることにしたのである。取締役報酬の総額の上限を引き上げる議案は、A・W・B・C および P 社の従業員・取引先である株主の代理人が議決権を行使し、議決権総数 1 万個のうち 9250 個の賛成を得て成立した（以下「本件決議」という。）。本件総会において成立した決議は、本件決議のほかにはなかった。

E が本件総会に出席しなかつたため総会後に調査したところ、P 社の担当従業員が、E は毎年株主総会に欠席しているため招集通知を送っても無駄だと考え、本件総会の招集通知を送付しなかったということが判明した。

### 【設問】

P 社の取引先であり株主でもある X（本件総会の招集通知を送付されていたが、本件総会には出席しなかった。）は、令和元年 7 月の時点で、本件決議には瑕疵があると考え、本件決議の効力を否定したいと考えている。そのためにはどのような方法によって、どのような主張をすればよいか。根拠となる条文をあげて答えなさい（X の主張が裁判所によって認められるか否かについては検討する必要はない。）。

〔第2問〕 次の【設問1】および【設問2】に答えなさい。(配点20点)

【設問1】会社法360条では、株主による取締役の行為の差止めについて、監査役設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社においては、会社に「回復することができない損害」が生じるおそれがあることが要件とされているのに対し、これら以外の会社では「著しい損害」が生じるおそれがあることが要件とされているのはなぜか、5行以内で説明しなさい。

【設問2】会社法28条4号において、「株式会社の負担する設立に関する費用」を定款に記載しなければ効力を生じないとされているのはなぜか、5行以内で説明しなさい。